

## 償却資産の申告書の提出について

平成23年度の償却資産の申告時期になりました。事業で使われる償却資産を所有されている方は、賦課期日(平成23年1月1日)現在所有の償却資産について、1月31日(月)までに申告書の提出をお願いします。

### ◆申告義務者

平成23年1月1日現在、仙北市内で工場や商店などを経営していたり、駐車場やアパートを貸し付けているなど、法人や個人で事業を行っている方で「償却資産」を所有されている方。

法人や個人が事業を営むために所有している構築物、機械、工具、器具、備品などの固定資産を「償却資産」といい、土地・家屋と同じく固定資産税がかかります。

昨年申告された方には、申告書を12月下旬に発送していますが、新規に事業を開始された方などお手元に届かない場合は、ご連絡ください。

■提出期限 平成23年1月31日(月)

提出・問合せ先

税務課 ☎ 43 - 1117

## 事業主の皆さまへ 給与支払報告書(平成22年分) の提出について

お早めの提出をお願いします。

前年中に、給与・賞与等の支払をした事業所は、受給者が1月1日現在で居住している市町村に給与支払報告書を提出していただくことになっています。

- 提出期限 平成23年1月31日(月)
- 「総括表」と「個人別明細書(23)」を一緒に提出してください。
- 特別徴収と普通徴収を明確に分けてください。  
※特別徴収と普通徴収の間に仕切紙などを入れる、個人別明細書摘要欄に徴収区分を記載する等
- 前年度から引き続き特別徴収を希望する場合は、特別徴収義務者指定番号を必ず記入してください。
- 新たに特別徴収を希望する場合は、総括表右下の「22年度分の特別徴収義務者指定番号」の欄に朱書きで「**新規特別徴収希望**」と記載してください。
- 「総括表」と「個人別明細書」は各地域センター・出張所・税務課窓口へ備え付けていますのでご利用ください。

仙北市女性消防団員によるコラム

## がんばる！ 女性消防団

今回は…西宮三春さん



あなたは自宅で見ている時、火災にすぐに気付く自信がありますか？

「住宅用火災警報器」は、来

年5月31日までの設置が義務化となっています。消防署の方々がPRをしますが、仙北市の設置率はまだまだです。女性消防団も皆さんに呼びかけるため、角館消防署で勉強会を開いていただきました。今回は、私たちが学んだ事を皆さんにご紹介します。

どこのご家庭も火災を起こさないように努めていると思えます。でも実際は、住宅火災の死者は多く、死亡原因は夜間就寝中の逃げ遅れに集中しています。住宅用火災警報器の設置で、死者が大きく減少している結果が出ています。

住宅用火災警報器には、大きく分けて煙式と熱式があります。特別な事情がない限り煙式をおすすめします。煙は上方に1秒間約300mも移動するため、煙式は熱式よりも早く火災を知らせてくれます。ホームセンター、電気店などで購

入でき、共同購入の方法もあります。

取り付けは、①寝室全て②寝室が2階の場合、階段への設置が義務となります。ドライバで簡単に取り付けられますが、天井に取り付ける場合、できるだけ部屋の中心に付けてください。(壁から60cm以上、エアコンの吹き出し口から1.5m以上離すこと)

一番注意して欲しいのが、訪問販売。消防署などの公共機関の職員が訪問販売をすることは絶対にありません。

住宅用火災警報器について、女性消防団や各分団の代表者も学んでいます。消防団は、「自分たちの町は自分たちで守る」をモットーとした地域の防災リーダーです。わからない事があればぜひ声をかけてください。

大切な命と自分の命を守るための備えに、ご理解いただきたいと思えます。

